

令和5年度公認スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会開催要項

第1会場 ・ 第2会場 <オンライン開催>

1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する「スタートコーチ(スポーツ少年団)」の養成を目的に、日本スポーツ少年団と東京都スポーツ少年団との共催により開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
公益財団法人東京都体育協会 東京都スポーツ少年団

3. 期日・会場(方法)・日程

(1) 講義・検定試験(オンライン開催)

期日: 令和5年7月下旬～8月31日

方法: 公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)が用意するeラーニングサービス「スマートスタディ」において、受講・受検する。

※ スマートスタディの利用方法は別紙「スマートスタディ利用マニュアル」を参照すること。

(2) グループワーク(集合形態で開催)

第1会場

期日: 令和5年9月16日(土) 9:30～12:00

9:15～9:30 集合

9:30～10:00 グループワーク内容・進め方の説明

10:00～11:30 6名程度に分かれてグループワーク

11:30～12:00 全体発表・事務連絡

会場: 日本青年館会議室 8階 カンファレンスルームイエロー (新宿区霞ヶ丘町4-1)

講師: 太田雅光、植村康二、池亀富士雄、江尻佑樹

第2会場

期日: 令和5年9月23日(土・祝) 13:30～16:00

13:15～13:30 集合

13:30～14:00 グループワーク内容・進め方の説明

14:00～15:30 6名程度に分かれてグループワーク

15:30～16:00 全体発表・事務連絡

会場: 東久留米市スポーツセンター 会議室 (東久留米市大門町2-14-37)

講師: 植村康二、鶴岡康雄、池亀富士雄、高津靖夫

4. 受講条件(対象者)

令和5年4月1日現在、満18歳以上の者でスポーツ少年団に登録している者。
(次年度に新規単位スポーツ少年団の立ち上げを希望する者を除く)

5. カリキュラム(実施方法)

19時間以上(自宅学習:11.5時間以上、集合講習(オンラインによる学習を含む):7.5時間以上)
共通科目(スタート)+スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目

6. 教材(各1部で1セット)

- ・スタートコーチ共通科目テキスト(Reference Book)
- ・スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト

7. 検定試験

eラーニングサービス「スマートスタディ」にて検定試験を実施する。

8. 受講料

5,000円(税込)【内訳:教材代 2,200円・受講料 2,800円】

※受講料のお振込み後は、いかなる場合でも返金できませんのでご了承ください。

9. 申込・受講方法

① **受講希望者** 受講を希望する者は、別紙申込書を区市少年団本部に提出する。

② **区市本部** 受講希望者をとりまとめの上、優先順位をつけて期日までに一括して東京都スポーツ少年団本部に郵送、FAX、E-mail のいずれかで申し込む。

※受講希望者多数の場合は、優先順位により東京都スポーツ少年団にて調整する。

【締切:令和 5 年 6 月 20 日(火)必着】

③ **東京都スポーツ少年団** 区市本部へ受講内定通知および受講料振込案内を送付する。

③ **東京都スポーツ少年団** 受講内定者へ最終申込の案内を送付する。

【発送:令和 5 年 6 月 26 日(月)頃】

④ **区市本部** 受講料をとりまとめの上、指定口座(受講内定通知に記載)に振込をする。

④ **受講者内定者** 最終申込の案内にしたがい、指導者マイページ(※)より最終申込を行う。

※指導者マイページとは、インターネット上で講習会の申込等ができる JSPO が開設しているサービスです。

【締切:令和 5 年 7 月 5 日(水)】

講習会受講時に本人確認をする場合もあるため、指導者マイページ作成後メニュー「指導者情報」から顔写真のアップロードを受講開始までにお済ませください。

⑤ **東京都スポーツ少年団** 最終申込と受講料入金の確認後、受講者宛に「テキスト」を送付する。

【令和 5 年 7 月中旬以降】

⑥ **受講者** e ラーニングサービス「スマートスタディ」を利用して、全過程を修了し、検定試験を受験する。

【令和 5 年 7 月下旬～令和 5 年 8 月 31 日】

⑦ **受講者** 申込時に希望した会場でグループワークに参加する。

(e ラーニングサービス「スマートスタディ」の講義・検定試験の修了者のみ)

第1会場 令和 5 年 9 月 16 日(土) 9:30～12:00

第2会場 令和 5 年 9 月 23 日(土・祝) 13:30～16:00

10. 講習会修了・資格認定

講習会修了者(全課程を修了し、検定試験に合格した者)は、受講翌年度 7 月下旬以降に JSPO から届く「登録手続き書類」に基づき、資格登録手続きを行うことで資格が認定される。

11. 登録について

(1) 講習会修了者には、受講翌年度 7 月下旬以降に、JSPO から「登録手続き書類」が送付される。

(2) 上記書類に基づき指導者登録手続き(登録料の納入)を完了した者を JSPO 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)として認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。

➤ 登録手続き・送付物の詳細は、JSPO のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid230.html>

(3) 資格登録料は 4 年間で 10,000 円(初回登録時のみ 13,300 円)とする。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、3,300 円(初期登録手数料)のみを追加登録料として支払う。

➤ 登録料の詳細は、JSPO のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid232.html>

(4) 登録による資格の有効期間は 4 年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の 6 カ月前までに、JSPO の定める更新研修を受けなければならない。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる。

➤ 更新研修の詳細は、JSPO のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid233.html>

12. 受講取消

受講者としてふさわしくない行為（JSP0 登録者等処分規程等において違反行為と規定された行為）があったと認められたときは、JSP0 または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、JSP0 登録者等処分規程等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討する。

また、JSP0 または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しない。

13. 個人情報の取扱い

- (1) 本講習会実施に際し取得した個人情報は、主催者及び主管団体が本講習会の案内、資料の送付、受講者名簿の作成、指導者管理システムでの管理を目的に使用し、法令などにより開示を求められた場合を除き、受講者の同意なしに第三者に開示・提供しない。
- (2) 活動の様子は、主催者及び主管団体を通じた公開、関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページや SNS 等への掲載、次回事業実施の案内への掲載等で公表することがある。
- (3) 関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページや SNS に掲載されることがある。

14. 留意事項

- (1) 本講習会や資格の登録手続きに関するお知らせについては、指導者マイページに登録されている E-mail アドレス宛に行うことがある。そのため、指導者マイページに登録しているアドレスを常に最新なものとなるよう設定すること。また、必ず「@my.japan-sports.or.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう受信許可設定を確認すること。
- (2) 受講者の都合（迷惑メールブロック等による各種お知らせメールの不着を起因とした欠席を含む）により養成講習会を受講できなかったために生じた受講者の損害については、主催者及び主管団体はその責任を負わないものとする。
- (3) 天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSP0 及び主管団体が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、主催者及び主管団体はその責任を負わないものとする。
- (4) e ラーニングシステム「スマートスタディ」の利用にあたっては、自己の責任において必要なパソコン、通信機器、通信回線その他の設備を準備し、管理するものとする。また、受講に伴って発生する通信回線の利用料金等は自己負担とする。さらに、使用する機器は、最新のコンピュータウィルス対策等がなされている機器を使用するものとし、主催者及び主管団体は、コンピュータウィルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負わないこととする。

15. 問い合わせ先

公益財団法人東京都体育協会 事業部 スポーツ振興課
東京都スポーツ少年団 担当 貞清・百丈
〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 Japan Sport Olympic Square 10 階
TEL:03-6804-8121 FAX:03-6804-8263

本事業は、東京都の補助金を受けて実施しております。